

名古屋市北区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替延期期間について

第51回衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿の登録の移替延期期間を次のとおり定める。

令和8年1月20日

名古屋市北区選挙管理委員会  
委員長 堀部 祐二

選挙人名簿の登録の移替延期期間

令和8年1月20日から選挙期日 まで

名古屋市北区選挙管理委員会事務室  
(北区役所総務課)